

宮崎県工事成績評定要領

改定理由

宮崎県ICT活用工事実施要領に伴い、港湾工事におけるICT活用工事に関する項目を追加。

改定 (R8.4)

現行 (R7.4)

別紙-100

工事成績採点の審査項目運用表(土木工事)

検査区分未選択
主任監理員

審査項目	工種	工 事 項	【その他】
5 制置工夫	1 制置工夫	【審査対象項目1】 【施工】 1 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 2 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 3 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 4 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 5 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管に関する工夫 6 □ 給排水工事や衛生設備工事における配管又は排水管の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 7 □ 照明などの境界の確保に関する工夫 8 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 9 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫 10 □ 安葬工、型枠工、足場工、仮構構、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 11 □ 盛土の締固め、杭の施工法等の管理に関する工夫 12 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 13 □ 出来形又は品質の計測、検計、管理図等に関する工夫 14 □ 施工現場の安全衛生管理、労働者の健康管理に関する工夫 15 □ 宮崎県ICT活用工事実施要領(一般土木版)、土地改良事業ICT活用工事実施要領、森林整備保全事業ICT活用工事実施要領(一般土木版)、土地改良事業ICT活用工事実施要領、森林整備保全事業ICT活用工事実施要領(一般土木版)に基づき、ICTを活用した工事 ※本項目は採点の対象とする。 ※上記及び6と重複評価は不可。	35 □ その他0 36 □ その他0 37 □ その他0 38 □ その他0 39 □ その他0
	2 制置工夫	【新技術活用】 22 □ NETS及び宮崎県新技術活用促進システムに登録された新技術を要注者からの提案により活用した。 【品質】 23 □ 土工、設備、電気等の品質向上に関する工夫 24 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 25 □ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 26 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫 【安全衛生】 27 □ 建設事故防止対策防止協会が定める指針に基づき安全衛生教育を実施している。 ※本項目は採点の対象とする。 28 □ 安全を確保するための仮設設備に関する工夫(落下物、墜落、転落、踏み、立入禁止線、手摺り、足場等) 29 □ 安全確保技術向上講習会(安全・HRO)等に関する工夫 30 □ 現場事務所、現場養生等の監理及び設備等に関する工夫 31 □ 有動力入場可能な防犯カメラの設置及び防犯防止並びに作業中の換気等に関する工夫 32 □ 一般車両入場時の事故防止対策又は一般交通の安全確保に関する工夫 33 □ 厳しい作業環境に関する工夫 34 □ 環境保全に関する工夫	40 □ その他0 41 □ その他0

※1 特に評価すべき制置工夫事例を加点評価する。
※2 評価は各項目において7点が付されれば、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※3 上記の審査項目の他に評価に通ずる企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監理員が評価する4 工事特性などの二重評価は行わない。

別紙-100

工事成績採点の審査項目運用表(土木工事)

検査区分未選択
主任監理員

審査項目	工種	工 事 項	【その他】
5 制置工夫	1 制置工夫	【審査対象項目1】 【施工】 1 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 2 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 3 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 4 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 5 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管に関する工夫 6 □ 給排水工事や衛生設備工事における配管又は排水管の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 7 □ 照明などの境界の確保に関する工夫 8 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 9 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫 10 □ 安葬工、型枠工、足場工、仮構構、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 11 □ 盛土の締固め、杭の施工法等の管理に関する工夫 12 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 13 □ 出来形又は品質の計測、検計、管理図等に関する工夫 14 □ 施工現場の安全衛生管理、労働者の健康管理に関する工夫 15 □ ICT活用工事実施要領(一般土木版)に基づき、ICTを活用した工事 ※本項目は採点の対象とする。 16 □ ICT活用工事実施要領(一般土木版)に基づき、ICTを活用した工事 17 □ 特殊な工法や材料に関する工夫 18 □ 優れた資材又は設備の活用に関する工夫 19 □ 優れた資材又は設備の活用に関する工夫(以下、「設備(以下、)」に該当する設備の活用) ※本項目は採点の対象とする。 ※上記及び6と重複評価は不可。 20 □ (特別案件)に関する工夫(以下、「特別案件」に該当する特別案件) ※本項目は採点の対象とする。 ※上記及び6と重複評価は不可。	34 □ その他0 35 □ その他0 36 □ その他0 37 □ その他0 38 □ その他0 39 □ その他0 40 □ その他0
	2 制置工夫	【新技術活用】 21 □ NETS及び宮崎県新技術活用促進システムに登録された新技術を要注者からの提案により活用した。 【品質】 22 □ 土工、設備、電気等の品質向上に関する工夫 23 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 24 □ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 25 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫 【安全衛生】 26 □ 建設事故防止対策防止協会が定める指針に基づき安全衛生教育を実施している。 ※本項目は採点の対象とする。 27 □ 安全を確保するための仮設設備に関する工夫(落下物、墜落、転落、踏み、立入禁止線、手摺り、足場等) 28 □ 安全確保技術向上講習会(安全・HRO)等に関する工夫 29 □ 現場事務所、現場養生等の監理及び設備等に関する工夫 30 □ 有動力入場可能な防犯カメラの設置及び防犯防止並びに作業中の換気等に関する工夫 31 □ 一般車両入場時の事故防止対策又は一般交通の安全確保に関する工夫 32 □ 厳しい作業環境に関する工夫 33 □ 環境保全に関する工夫	40 □ その他0

※1 特に評価すべき制置工夫事例を加点評価する。
※2 評価は各項目において7点が付されれば、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※3 上記の審査項目の他に評価に通ずる企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監理員が評価する4 工事特性などの二重評価は行わない。

2 評価委員会の組織、構成その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

- 一 官崎県環境森林部所管工事成績評定要領（昭和58年6月20日定め）
- 二 官崎県農政水産部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）
- 三 官崎県果土整備部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 評価委員会の組織、構成その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

- 一 官崎県環境森林部所管工事成績評定要領（昭和58年6月20日定め）
- 二 官崎県農政水産部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）
- 三 官崎県果土整備部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。